

誓約書ノ事ニ就イテ
今度會社ノ方デインナガ嫌ガルノモキカズ、マタ親達ニ相談ス
ル暇モ興ヘナイデ無理ヤリニ誓約書ニ判ヲ押サセタコトニツイ
テインナハ非、常ニオコツテ、ソノ取ハカラヒ方ヲ有名ナ辯護
士山崎今朝弥氏ニ御願シマシタラ、タダデマツテラレルコト
ヲ承知シテタレマシタ。

ソレカラマタ解雇サレタ時ノ法律上ノ掛合マタハ誓約書(判ヲ押シ
タノハ會社ノ方デ無理ヤリニ押サセタノヲ取リケシ等インナノ利
益ニナル様ナコトヲ會社(掛合テケレルトイフノデス
無論御賛成ノ事ト思ヒマスガ、御賛成ノ人ハ別ノ委任状(本人ノ
認印ヲ押シテ下サイ、モシ御ワカリニナラナケレバコチカラ人ヲ差上テ
承シタ説明申マス。

(原文ノ儘)

東京製果工組合
本部 大崎町居木橋百六十三番地

情事部長

勞務甲第八四五號

大正十三年七月廿一日

警視總監 太田政弘



内務大臣 若槻禮次郎 殿
社會局長官 池田宏 殿
京都 大阪 兵庫 神奈川
愛知 千葉 山梨
各府縣長官 殿
東京地方裁判所檢事正 殿

森永製菓株式會社勞働爭議ニ關スル件

第三報 — 解決